介護支援専門員実務研修

特定一般教育訓練制度のご案内

◎特定一般教育訓練給付制度とは

労働者の主体的なスキルアップを支援するため、厚生労働大臣の指定を受けた教育訓練を受講・修了し、資格取得された方に対し、その費用の一部（受講費用の40%（上限20万円））が支給される制度です。

また、上記に加え、資格取得等をし、かつ訓練修了後１年以内に雇用保険の被保険者として雇用された場合は、教育訓練経費の50%（既に支給を受けた上記の給付額と教育訓練経費の50%に相当する額（上限25万円）の差額）が支給されます。

指定講座：山口県介護支援専門員実務研修
指定番号：３５２００６７－１９２００１３－９
研修日程：令和8年12月22日（火）～令和9年3月11日（木）

＜給付の内容＞

〇介護支援専門員実務研修受講費用の４０%を支給

＜給付手続き＞

①「訓練前キャリアコンサルティング」を受ける
どのハローワーク、キャリア形成・リスキリング支援センターでも受けることができます

キャリアコンサル等、手続きに時間を要しますので、実務試験合格発表後、お早めに申請手続きを行ってください。

↓

②「受給資格確認」の手続きを行う
受講開始日の２週間前までに、お住まいを管轄するハローワークで行います



↓

上記①、②が完了するとハローワークより受給資格確認通知書が届きます。
なお、受給資格確認通知書は受講開始日（12月22日）までに交付を受ける必要がありますのでご注意ください。演習初日の朝受付で通知書の写しをご提出ください。

↓

研修の受講・修了
研修開始から最終日までの全科目を修了してください

↓

支給申請手続き
研修修了後、当会より申請に必要な書類をお渡しいたします。
修了日の翌日から１か月以内に、お住まいを管轄するハローワークへ支給申請してください

◎厚生労働省ホームページ
教育訓練制度の内容等の詳細は、QRコードよりご確認ください。

◎山口県内ハローワーク
給付条件等の内容はお住まいを管轄するハローワークにお問合せください。

問合せ先：（一社）山口県介護支援専門員協会
事務局　福本、岡村
TEL：083-976-4468
E-mail：kaisenkyo@y-cma.jp